

労務管理その他の労働に関する一般常識

中小企業退職金共済法関連（平成23年1月1日施行）

（１）小規模企業共済法に規定する共済契約者（則２条３号の３、３条３号）

「小規模企業共済法に規定する共済契約者」については、新たに包括加入の適用除外対象とされた。また、契約締結の拒絶理由として、「当該申込みに係る被共済者が小規模企業共済法に規定する共済契約者又は偽りその他不正行為によって特定業種退職金共済契約による退職金の支給を受け、又は受けようとした被共済者であって、その退職金の支給を受け、又は受けようとした日から１年を経過していないものに該当する者であること」とされた。

（２）同居の親族のみを雇用する事業に雇用される者（則４条他）

中退共制度への加入が認められていなかった同居の親族のみを雇用する事業に雇用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中退共制度の従業員として取り扱うことができるようになった。